

## 金沢市火災予防条例に規定する屋外での催しのうち 大規模なものとして消防長が定める要件について（案）

金沢市火災予防条例の一部改正（平成26年6月定例会議会上程）に伴い、改正後の金沢市火災予防条例第42条の2第1項の規定に基づき、消防長が屋外での催しのうち大規模なものを指定催しとして指定することとなります。

当該指定の対象となる催しの規模を特定するための要件について「改正火災予防条例（例）の運用について（通知）」（平成26年2月7日付消防予第33号）を踏まえ、消防長が定め、これを告示する予定です。

つきましては、当該要件について市民の皆様からのご意見を募集します。

### <改正後の金沢市火災予防条例第42条の2第1項>

消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等（令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。）の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定しなければならない。

### 要件（案）

主催者が出店を認める露店等の数が100店舗を超える規模の催しとして計画されている催しであること。

### <施行日>

平成26年8月1日（予定）